

しております。

この二百四十億円につきましては、被災地において地方公務員の派遣の受入れを行う経費ですとか、被災地におきまして事業活動の再開や生活の再建を国の補助を受けながら行う際の地方負担額などの報告を受けまして、その積み上げによって必要な額を見積もったものでございます。

○山川委員 ありがとうございます。

今お伺いしたのは、総理が能登を視察し、総理としてこれで足り得ると判断をした額なのかということなんですけれども、その額でよろしいんですか。

○出口政府参考人 お答えいたします。

私どもといたしましては、実際に被災地の方から今年度生ずる財政需要額というものの御報告をいただきました。その積み上げによって二百四十億という額を見積もったものでございます。

○山川委員 まだまだ復興は道半ばだと思えますけれども、この額では足りていないと少し指摘をさせていただきたいと思います。

ほかに、被災自治体への特別交付税などの措置が、迅速な対応はしかれていることだと御理解をしております。ただ、沖縄や熊本、大分、石川、東北など、近年多くの災害が発生し、報道も多くあるところがありますけれども、そのような自治体へは、予防的な観点から、単年度の交付税措置ではなくて新たな仕組みを設けるべきだと考えておりますが、見解を伺いたいと思います。

○出口政府参考人 お答えをいたします。

近年、全国的に災害が激甚化、頻発化しております。自治体が災害への備えとして防災や減災対策にしっかりと取り組めるように、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債によって、必要な地方財政措置を講じているところでございます。

その上で、実際に災害が発生した場合の対応につきましては、各災害が突発的に発生するものであり、かつ、災害がもたらす被害の程度は様々であることから、災害に係る財政需要がどの程度になるか、あらかじめ見込むことが大変難しく、被災自治体の実際の被災状況や財政需要などを丁寧に把握して特別交付税措置を講じることが適切な方策だろうと考えているところでございます。

○山川委員 ありがとうございます。昨年ですか、北部豪雨災害のときにも、総務省の様々な御支援をいただきました。再度改めてお礼を申し上げたいと思いますが、そのほかに、毎年、台風や大雨、災害がある沖縄でございます。長期の停電、若しくは、離島においては物流等々がストップをし、また、農家、作物などにもダメージを受けることが多々ございます。

離島の脆弱性という恒常的な財政需要もあることながら、今お話ししているように、単年度災害主義に固執せずに、沖縄を含む災害の常襲地域と言われるところ、恒常的な予防、国土強靱化で減災の成果が見える特別交付税の措置を、前もって予防的な観点から取り入れてほしいというお願いですが、そのような見解はございませんか。

○出口政府参考人 恒常的な備えが必要だというのは御指摘のとおりでございますけれども、地方自治体が対策に取り組めるように、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止事業債といった仕組みを設けておりますが、これらはいずれも、後年度の元利償還金につきまして、高い算入率で普通交付税に、基準財政需要額を措置するというようにしております。

こうした制度も活用いただきながら、しっかりとした災害の備えを行っていただければと思っております。○山川委員 ありがとうございます。時間もないので、本来、少し繰越しのお話もさせていただきたかったんですが、回答まではもらえないと思いますので、ちょっとこちらでお話しさせてもらいたいと思います。

昨年度は約七千億円もの地方交付税の繰越しがされましたけれども、今年度は繰越しがゼロだというふうになっています。先ほど総務大臣からも、臨財債もゼロを、しっかりと努めながら、頼らないことを進めていきたいという発言があった

と思えますけれども、そういったことも踏まえて、地方交付税も、当然特別交付税も含めて、この仕組みを、逆転の発想から、時代に即した考え方というのか、ルールを新たに構築していただきたい。

なので、そういった災害に強い国土をつくるべく、そういった地域を守っていくという観点から、住民サービスを低下することなく、地方自治、そしてまた、不足するような財源をしっかりと確保できるような迅速な対策を、仕組みづくりを、もう一度、改善、検証していただきたいと思えますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○出口政府参考人 お答えいたします。

地方団体が直面する行政課題は、毎年大きく変わっていくところがございます。最近では、防災、減災の問題を含めまして、危機に備えるということも重要な課題になってまいりました。

そうした行政課題に地方自治体がしっかりと対応できるように財源をきちんと確保し、全ての団体が必要な行政サービスを提供できるように地方交付税制度となりますように、毎年、地方の御意見も伺いながら、不断の見直しを行って、安定的な制度の運用を行っていききたいと考えております。

○山川委員 済みません、時間になりましたので。

課題として、少子高齢化や福祉サービス、また公共施設の老朽化問題など、多くの地方を取り巻く、旺盛な財政需要が年々増加しておりますので、是非とも御理解いただきながら、総務省として、全力を挙げて地方交付税の措置をしていただきたいと思います。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

○辰巳委員 次は、辰巳孝太郎君。

日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

本法案は、二〇二五年度中に増額となった地方交付税について、給与改定経費の確保、原油価格対策、能登半島地震などの災害に算定するなど、その全額を地方自治体の財源として交付、活用す

るものとなっております。我が党としては賛成ということになります。

ところで、政府は、この巨額の財源不足が継続する状況においては、調整額の復活に要する額と追加的に発生する財政需要への財源を除く残余の地方交付税分を、翌年度の交付財源とするために繰り越すということの基本として、これは歴代大臣もその旨の答弁を重ねてまいりました。

しかし、この間、地方財政は、歳入では、物価高を反映して、地方交付税法定率の増額分も含め、臨財債の新規発行額が、二〇二五年度にはゼロになる、来年度もゼロになる見込みが示されております。

大臣に確認したいんですが、巨額の財源不足が継続する状況とはもう言えなくなっている、こういう話でよろしいですか。

○林国務大臣 近年では、この巨額の財源不足、これを臨時財政対策債などによって補填していた状況を踏まえまして、国の補正予算に伴って年度途中に地方交付税が増加する場合には、補正予算において追加的に発生する財政需要等への対応に必要な財源を確保した上で、その残余を翌年度の地方交付税の財源として活用するために繰り越すことを基本としてきたところでございます。

今回の補正予算では、地方交付税の総額が一・五兆円、先ほど申し上げたように増額することとなりましたが、経済対策に伴う地方負担など年度途中の追加的な財政需要等への対応として一・三兆円を交付する必要がある一方で、令和七年度におきましては臨時財政対策債の発行額がゼロとなっており、八月に公表した仮試算におきましても、令和八年度においても臨時財政対策債に頼らない財政運営ができる見込みとなっていること、そういうことから、翌年度への繰越しは行わない、こういうことにしたわけでございます。

○辰巳委員 つまり、今までは状況が変わってきているということを経済省も認めているということだと思えますね。

続けて、大臣。そうなりますと、私たちとしては、地方交付税

というのは地方固有の財源ですから、地方交付税法第六条の三第一項の趣旨に立つて、増加した交付税は年度中に全額交付することを基本とすべきだと考えているんですけども、もう、増加した交付税は年度中に全額交付することを今後は基本にすべきだというふうに考えますけれども、いかがですか。

○林国務大臣 地方交付税法の第六条の三の第一項に、普通交付税の総額が各地方団体の所要額を上回る場合には、当該年度の特別交付税の総額に加算する、こういうふうな規定をされているところでございます。

先ほど申し上げたように、近年は、巨額の財源不足が生じていたことを踏まえて、先ほど申し上げたような翌年度への繰越しを行っておりまして、そのために必要な法律改正を行ってまいったわけでございます。

今年度については、先ほど答弁したとおり、年度途中の追加的な財政需要の対応、そして地方財政の状況を勘案して、翌年度への繰越しは行わないということにいたしました。

今後、国税の増収に伴う地方交付税の増額が生じた場合の対応については、地方財政の収支の状況、そして国の経済対策、また、先ほど来御議論がありましたけれども、災害対応の必要性、その時点の状況を踏まえるとともに、地方団体の御意見も伺いながら、その都度適切に判断してまいりたいと考えております。

○辰巳委員 是非、法の趣旨に沿って、原則的に地方にちゃんと使ってもらう、そういう姿勢に立ち戻るべきだということを言っておきたいと思えます。

巨額の財源不足が継続的に生じている状況にはないという話ではあるんですけども、一方で、一般財源の水準ルールによって、事実上、地方財政、地方自治体の一般財源の基準というのは抑制をされてきました。その結果、自治体の業務量というのは増えているんだけど必要な財源は不足をしているという状況がずっと起きてきているわけなんですよね。

その中で、今回、去年に引き続いてなんですけれども、給与改定費というものが設けられたわけでございます。会計年度任用職員の二〇二四年度の給与改定費の実績については、総務省の調査で、遡及改定した自治体は一千三百三十八となっ

ていますね。じゃ、残りの四百五十もの自治体はなぜ遡及改定ができなかったのかということだと思っ

大臣、その要因は何なのか。財源不足から遡及改定ができなかった自治体がありあるんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。総務省、どうですか。

○加藤政府参考人 会計年度任用職員の給与についてでございますが、遡及改定を実施しなかった自治体の理由といたしまして、例えば、任用時に勤務条件を既に示しており、年度途中での変更が困難であること、あるいは、システム改修が必要であること、そういった事情があるというふうに承知しております。

○辰巳委員 四百五十もの自治体全部がその理由ですか。全部つかんでおられるんでしょう。どうですか。

○加藤政府参考人 先ほど申し上げました例は、幾つか大きな、大きなといいますか、多数がつかものについて説明させていただいております。そのほかにも様々、その団体の事情に応じた例が挙げられているというふうに承知しております。

○辰巳委員 そのほかの団体のことが気になりますね。何か、システムが駄目だからシステム上の問題で遡及改定できなかったんだみたいなことを総務省はしきりにおっしゃるわけなんですけれども、そうじゃない自治体もあるということをとくさん私たちは聞いております。

総務省はいろいろな助言をしてきているわけですね。ただ、多くの自治体が遡及改定に答えられなかった。私は、その要因を総務省はしっかり把握すべきだと思うんです。

地方財政審議会は、十一月二十一日の令和八年度地方税制改正等に関する意見の中でこう言っ

ています。

地方財政は、歳入においては、足下で経済の好調を背景に税収が伸びているものの、歳出においては、物価高や人件費、金利の上昇などが顕著となっており、地方団体は厳しい財政運営を迫られていると改めて指摘をしているわけなんです。そもそも給与改定費に適切な見直しをしたのかということですよ。財源不足から遡及改定ができなかった事態もあるんじゃないかというふうに思っております。この給与改定費の実施を通じて、自治体が厳しい財政運営を強いられているという実態をやはり総務省自身は把握をすべきだと思います。

二〇二五年度の遡及改定に向けても自治体で検討されてきてはいるんですけども、例えば、住民サービスを力ツとするので職員もいつて遡及改定しない姿勢を示す自治体や、財政調整基金の枯渇、これを理由に、遡及改定をせずに、十二月議会に給与改定の条例案を提出しない、そういう自治体も出てきているというふうに聞いております。

大臣、やはり自治体現場の実情をちゃんと把握をして、会計年度任用職員の給与遡及改定、これは全ての自治体できっちり実施されることが求められると思います。財政難が原因として会計年度任用職員の給与の遡及改定が実施されないことがあつてはならないと、大臣、はっきり言っていたきたい。どう責任を持って対応していくのか述べていただけますか。

○林国務大臣 会計年度任用職員の給与改定でございますが、改定の実施時期を含めて、常勤職員に準じて改定することが基本である、そういうふうに考えておまして、その旨地方公共団体に助言しておるところでございます。

この令和七年の人事院勧告などを踏まえました会計年度任用職員の給与改定所要額については、全ての地方公共団体への調査の結果に基づきまして、今回の補正予算による地方交付税の増額等によって適切に措置しているところでございます。各団体に対して、引き続き、ヒアリングの機会

などを活用して、会計年度任用職員の給与改定について適切な対応を行うように促してまいりたいと考えております。

○辰巳委員 大臣からも答弁ありました。総務省も、やはり、単に財政上の制約を理由にして、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは改正の趣旨に合わない、これも通知をしているわけですね。要するに、財源不足を理由にして処遇改善が妨げられてはならないということだと思います。ところが、財政不足や財政危機を理由に、やはり今申し上げたようなことが自治体で起こっているんです。

例えば、期末・勤勉手当を常勤職員と同じ月数へ改善すること引き換えに一日当たりの勤務時間を従来の七時間半から七時間にすると提案している自治体があるわけなんです。また、図書館司書が、七時間三十分の所定勤務時間外に、超過で、一千冊を超える蔵書の修理など膨大な業務に応えるために無給で超過勤務を行う、サービス残業ですね、こういう実態があるわけです。要は、勤務時間設定を短くして、事実上のサービス残業を押しつけるということですね。

大臣、こういうことは、総務省、大臣の立場としては、あつてはならないということをはっきり言っていたきたい。

○林国務大臣 基本的には、会計年度任用職員を含む地方公務員の勤務時間については、各自治体において、職務の内容そして量などに応じて適切に設定していただくべきものであります。

総務省として、委員今御指摘のあった事例は承知はしておりますけれども、ＩＣカードなどの客観的な記録を基礎とした勤務時間の把握について、各自治体に対して助言を行っているところでございます。

また、正規の勤務時間を超えて時間外勤務命令を発して勤務させた場合においては、適切に時間外勤務手当を支給する必要がある、当たり前のことだ、こういうふうにも思っております。

総務省といたしましては、引き続き、先ほど申し上げましたが、ヒアリングの機会などを活用

して、制度の適切な運用が確保されるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○辰巳委員 最後になりますけれども、昨年、この臨時国会で、今日も座っておられます村上誠一郎前総務大臣に質問を、会計年度任用職員についてやっただんですけれども、村上大臣は、会計年度任用職員の雇用の安定性にやはり問題があるという答弁をしていただきました。これは非常に画期的な答弁やとは思っております。是非そういう姿勢で臨んでいただきたいと思うんですね、引き続き。

今年三月十四日の参議院の本会議では、女性が多くを占める会計年度任用職員については、処遇の改善をしていくことは重要な課題であると考えておりますという答弁もしております。六月の骨太の方針二〇二五では、「会計年度任用職員の処遇改善」という文言が初めて明記をされました。これは初めてです。

最後に、大臣に聞きたいと思います。
やはり、女性が多く割合を占めているというのが会計年度任用職員なんですよね。住民サービスの重要な業務を支えながら、任用、給与を始めとする大きな格差の下に置かれている会計年度任用職員、これはやはりジェンダー不平等を象徴するものではないかと私は思います。

そういう意味でも、ジェンダー不平等を解消するためには、会計年度任用職員の処遇改善が必要だと私は思っております。大臣の認識を聞きたいと思います。

○林国務大臣 今御指摘のあった会計年度任用職員の男女比でございますが、令和六年四月一日現在、任用期間が六か月以上で一週間の勤務時間が常勤職員の半分以上の職員は、男性が二四・二％、女性が七五・八％、こういうふうになっております。

職員の任用については、もう当たり前のことですが、地方公務員法に定める平等取扱原則及び成績主義の原則に基づいて行われておりますが、女性が多くの割合を占める会計年度任用職員につ

ては、その処遇を改善していくことは重要な課題であると認識しております。

このため、期末手当に加えて勤勉手当の支給を可能とする法改正を行うなど、適正な処遇の確保、改善に取り組むとともに、能力実証を経た、会計年度任用職員の常勤化に資する事例集、これも取りまとめて、取組の普及促進を図っているところでございます。

今後とも、会計年度任用職員が十分に力を発揮できるように、公務現場に即した制度の運用に取り組んでまいりたいと考えております。

○辰巳委員 是非、ジェンダー不平等解消のためにこの処遇改善を進めていっていただきたいというふうに思っております。

以上です。終わります。
○佐藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○佐藤委員長 これより討論に入ります。
討論の申出がありますので、これを許します。
山川仁君。

○山川委員 れいわ新選組の山川仁です。
私は、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正に反対の立場から討論を行いたいと思

います。
まず第一に申し上げたいのは、今回の一・五兆円という地方交付税の増額のうちの経済対策に伴う地方分の一・五兆円は、高市内閣の経済対策に基づくものと聞いています。その積算根拠を示さないまま政治的に決められた数字に見えるという点です。それは、すなわち、地方自治体の財政需要を踏まえたものとは言えないということです。地方交付税は自治体の命を支える財源です。仕組みを逆転の発想から措置してもらえよう、時代に即した考え方を持つべきだと提案しておきます。

次に、災害対策についてですが、高市総理は、先日、総理として能登の被災地を初めて訪問いたしました。その際に、復興は国家の責務という発言がございました。また、日頃から、責任ある積

極財政をうたうのであれば、これまでの一千五百億円を超えていた交付金からして、この二百四十億円という予算、補正は少な過ぎます。被災地の財政需要に応じて積算をしっかりとやっているのであれば、もう少し県民のために寄り添っているだけではないと思います。一言で言えば、我々いわ新選組からしてみれば、しょぼいと言っている

ので、本気の積極財政をしていただきたいと思っております。よろしくお願いします。
災害関連で更に言わせていただければ、全国で災害に苦しむ自治体はほかにもございます。今年でいえば、大分県の大規模火災、先日も青森県沖を震源地とする大きな地震があったばかりです。政府は、どの災害をどの基準で支援するのか、その根拠と説明責任、また積極的な財政支援を行うべきだと提案します。

また、更には言えば、南は沖縄を含む台風常襲地域、北は北海道や東北などの豪雪地域の構造的財政需要が当然あります。沖縄においては、毎年の台風被害、停電リスク、物流の寸断、そして離島の脆弱性など、恒常的に高いコストを背負っています。また、豪雪地域においては、先日、除排雪費用への地方交付税措置は限定的であり、特に札幌市においては、毎年増額するその予算措置に苦しむ、厳しい財政運営が続いているという報道もございました。

それにもかかわらず、算定方式は単年度の大災害だけを見ていて、こうした構造的リスクを全く評価をされておられません。これでは、地方交付税の根本理念である、どこに住んでいても必要な行政サービスが受けられるというような、この理念が空洞化していると感じます。

最後に、昨年度は約七千億円も繰り越した地方交付税を、今年は急に全額当年度配分とできた主な理由ということで、税収が伸びたことを説明で伺っております。

税収がここ五年間連続で最高益を更新しておりますけれども、国家予算と税収の伸びをもつて単純にお話しすることはできませんが、税収の伸びを一つの要因とするならば、昨年の繰越しも地方

へ還元できる税収となる伸びだったのではないかと私は感じておるところです。そこは、政府は判断ミスだったということなのかというまた疑問もあることを伝えておきます。

法の本則どおり運用しなかったのかということ、地方財政は今、物価高、人件費の上昇、災害多発、また社会保障費の増大と、危機的状況にございます。本場に必要なのは、自治体の実態を丁寧に積み上げ、予見可能で公平な交付税制度をつくることだと思います。今回の改正案は、その理念に遠く及ばず、地方創生を軽視する政府の姿勢を象徴するものとなったと言わざるを得ません。以上の理由から、本法案に反対の立場で討論します。

以上です。ありがとうございます。
○佐藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○佐藤委員長 これより採決に入ります。
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕
○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時十一分散会